

平成29年由仁町議会第1回定例会 第1号

平成29年3月6日(月)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、産業厚生常任委員会道内行政視察報告
 - 4、平成28年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 議会活性化・まちづくり等 第六次由仁町総合計画基本構想について
特別委員会
報告第1号
(第1回臨時会
議案第10号)
- 6 議案第1号 がんばれ子ども応援基金条例の制定について
- 7 議案第2号 平成28年度由仁町一般会計補正予算について
- 8 議案第3号 平成28年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 9 議案第4号 平成28年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について
- 10 議案第5号 平成28年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 11 議案第6号 平成28年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第7号 平成28年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 13 平成29年度町政執行方針
- 14 平成29年度教育行政執行方針
- 15 議案第8号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第10号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第11号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第12号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第13号 由仁町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第14号 平成29年度由仁町一般会計予算について
- 22 議案第15号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
- 23 議案第16号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計予算について

- 24 議案第17号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
- 25 議案第18号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
- 26 議案第19号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
- 27 議案第20号 平成29年度由仁町水道事業会計予算について
- 28 一般質問
- 29 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
- 30 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
	1番	大竹登君		2番	羽賀直文君
	3番	佐藤英司君		4番	浮田孝雄君
	5番	井村勇夫君		6番	後藤篤人君
	7番	早坂寿博君		8番	加藤重夫君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
保	健	福	野	田	友	二
建	設	水	伊	藤	一	廣
会	計	管	新	堂	雅	之
町	立	病	安	達		智
教	育	課	星		貴	之
農	業	委	野	島		健
員	会	事				君
務	局	長				君

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
事		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員です。

よって、平成29年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 浮田君、5番 井村君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

後藤委員長

○6番（後藤篤人君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月1日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件簿として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、次に町長提出案件として平成28年度各会計補正予算6件、条例の制定案1件、条例の一部改正案等6件、平成29年度各会計予算案7件の計20件であります。続きまして、議会提出案件として特別委員会報告1件、会議案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計3件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第13号については単独上程といたします。平成29年度各会計予算案については一括上程とし、予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。平成29年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告日を3月9日正午といたします。一般質問については、休会後の15日に行うことといたします。

本会議及び議事の日程は、1日目、6日は日程第1から日程第20まで、2日目、7日は日程第21から日程第27まで、3日目、15日は日程第28、一般質問のみ、最終日、22日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月6日から3月22日までの17日間とすることで意

見の一致を見たところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの17日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんをお願いします。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成29年1月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんをいただきたいと思います。

次に、3の産業厚生常任委員会道内行政視察報告をいたします。産業厚生常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察報告書の提出がありました。お手元に配付したとおりです。ごらんをいただきたいと思います。

次に、4の平成28年度定期監査報告をいたします。監査委員から平成28年度定例監査結果の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんをいただきたいと思います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 平成28年度第4回定例会以降の行政事務につきましてご報告をいたします。

初めに、第1点目であります。ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。今年度の寄附金は、受け付けベースで3月1日現在3,295件、9,188万円となっております。

おり、この制度がスタートいたしました平成25年度の実績の50倍、前年度、平成27年度決算と比べますと件数が2.8倍の2,114件、金額で3.3倍の6,382万円の増となっております。特に1口5万円以上の寄附が691件もあり、金額の大幅な増につながっているところであります。増加の要因といたしましては、返礼品の見直しに加えまして、クレジットカード納付の導入、東京、大阪、札幌で行いましたふるさと納税のPR、さらにはインターネットからの申込窓口を2カ所に広げたことによる効果が大きいものと考えているところであります。来年度におきましてもさらなる寄附金額の増額と由仁町のPRに努めてまいります。

第2点目は、災害時の物資供給等に関する協定及び地域見守り活動に関する協定等の締結についてであります。去る1月20日、役場庁舎におきまして株式会社セブンイレブン・ジャパンと災害時の物資供給及び店舗営業の継続または早期再開に関する協定を締結いたしました。この協定は、地震、風水害、その他の大規模な事故などによる災害が発生し、または発生するおそれがある場合に相互に協力して食料などの供給を行い、町民生活の早期安定を図ることを目的とするものであります。あわせまして、同社とは由仁町地域見守り活動に関する協定も締結したところであります。この協定は、セブンイレブン由仁店が行う弁当などの配達の際に高齢者宅などにおいて異変を察知した場合にはすぐに町へ連絡することなどを盛り込み、地域福祉の向上に寄与することを目的とするものであります。さらに、同様の協定を2月2日、南空知4町の北海道新聞の販売店によりまして構成されております北海道新聞南空知地区会とも締結し、また本定例会終了後には町内の郵便局やヤマト運輸株式会社とも地域見守り協定を締結する予定でありまして、多くの企業、組織と連携しながら町民の皆さんが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを期待しているところであります。

第3点目は、工事の進捗状況についてであります。由仁町防災行政無線デジタル化工事はほぼ完了し、3月末までに戸別受信機の配布を終える予定となっております。

行政報告は、以上3点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成28年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして4点ご報告申し上げます。

まず、第1点目は、由仁町立小学校合同閉校式についてであります。本年3月31日をもって閉校となります由仁小学校と三川小学校の合同閉校式を去る2月11日、由仁町文化交流館においてとり行ったところです。当日は、両校の在校児童と教職員合わせて240名のほか、来賓及び関係各位約100名のご参加をいただき、松村町長による式辞に続き、ご来賓の小山空知教育局長、熊林由仁町議会議長からのご祝辞を頂戴し、両校の児童代表によるお別れの言葉や両校それぞれの児童による校歌斉唱、式典に向けて取り組んできた両校の児童による合唱が披露され、厳かな中にも感慨深い感動的な式典となったところです。ご出席を賜りました皆様ほか、式典の挙行に当たりお力添えを賜りました皆様に

対しここで改めてお礼を申し上げる次第です。ありがとうございました。今後は、4月5日に予定している新しい由仁小学校の開校式を初めとして、現在の由仁小学校と三川小学校の子供たちが互いにスムーズに溶け込め合えるよう、また子供たちが落ちついて学習活動に取り組めるよう両校のよき伝統を継承しながらも未来をたくましく生き抜く人材を育てる新しい学校づくりに向けて取り組みを進めてまいります。

続いて、第2点目は、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。新体力テストとも言われておりますこの調査は、昨年4月から7月までの期間に全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。実技につきましては8種目の調査を行い、小学校と中学校の共通実技として握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びの7種目のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げを実施しております。その調査結果であります。まず北海道の体力合計点については小学校、中学校の男女とも全国平均を下回りましたが、小学校の握力とソフトボール投げについては男女ともに全国平均を上回る結果となっております。次に、当町の結果についてですが、小学校については男子の体力合計点が全国平均を上回り、内訳では握力と上体起こし、反復横跳び、立ち幅跳び、ソフトボール投げの5種目が全国平均を上回ったところです。女子の体力合計点は全道平均を下回りましたが、上体起こしとソフトボール投げの2種目で全国平均を上回りました。中学校については男女ともに全国平均を上回り、握力と上体起こし、長座体前屈、ハンドボール投げのほか、男子は立ち幅跳び、女子では反復横跳びで全国を上回りました。また、体格と肥満度に関する調査については、北海道の小中学校の男女ともに肥満傾向児の出現率が全国より高く、依然として北海道の子供たちが肥満傾向にあるとの結果があらわれました。当町の状況につきましては、小学校の男女ともに全国、全道に比べ肥満傾向児の出現率が高い結果となり、また中学校については男子が全国、全道に比べ肥満傾向児の出現率が高い状況でしたが、女子については全道、全国に比べ肥満傾向児の出現率が低い結果となっております。

次に、第3点目は、平成29年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。本年3月の由仁中学校卒業予定者は51名で、全員が高等学校への進学を希望しております。第1志望の出願先の状況については、管内の公立高校には岩見沢西高に11名、岩見沢農業高校に10名、栗山高校に8名、岩見沢東高校に6名、岩見沢緑陵高校に6名、長沼高校に2名、三笠高校と新篠津高等養護学校にそれぞれ1名、管外の公立高校には石狩管内、オホーツク管内、日高管内の3つの高校にそれぞれ1名の計47名が出願しております。さらに、私立高校には4つの高校にそれぞれ1名ずつ、計4名が出願しております。なお、私立高校の受験は実施済みで、公立高校はあす3月7日が受験日であり、公立高校一般受験の合格発表は3月17日に予定されております。

第4点目は、学校施設におけるダイオキシン及びアスベスト調査の結果についてであります。平成26年3月に石綿障害予防規則の改正によりこれまで規制対象である吹付けアスベスト等に加え、新たに石綿を含有する張りつけられた保温材、耐火被覆材、断熱材が追加されたことから、町教育委員会では今年度当初に小学校及び中学校における煙突を対

象として規制対象となる石綿が含有されているか否かの試料採取調査を委託し、分析を行ったところです。この分析の結果、由仁中学校の煙突の断熱材にアスベストが含有されていることが確認され、また由仁小学校の煙突からはアスベストは検出されなかったものの、現在は使用していない目張りを施した完全密封した煙突つきの焼却炉内の付着物からダイオキシン類が検出されましたので、去る11月に由仁中学校で大気汚染防止法に基づく大気中の飛散状況調査を、由仁小学校では焼却炉部分に係るダイオキシンの暴露状況の調査を環境測定の特設機関であるエヌエス環境株式会社に業務委託し、それぞれ調査を行ったところです。この結果、由仁中学校に係る調査では大気中のアスベスト濃度は基準値未満であり、飛散の可能性は極めて低く、断熱材の劣化も認められないこと、由仁小学校に係る調査の大気中のダイオキシン類の濃度も基準値未満で暴露が認められないこと及びこのことから、早急な対策や工事等の必要はないとの報告を受けたところです。教育委員会としましては、今後も各学校と連携を図りながら平素における目視点検を継続実施するほか、必要に応じ専門機関等による点検や測定を行うなど適切に対処してまいります。

失礼いたしました。先ほど高校の受験に関しまして、岩見沢緑陵高校につきましては6名と申し上げましたが、5名の誤りでございます。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 議会活性化・まちづくり等特別委員会報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議会活性化・まちづくり等特別委員会報告第1号（平成29年第1回臨時会議案第10号） 第六次由仁町総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案につきましては、平成29年第1回臨時会、平成29年1月24日の会議において議会活性化・まちづくり等特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところですが、審査が終了した旨の報告が議長のもとに来ておりますので、委員長の報告を求めます。

吉田委員長

○9番（吉田弘幸君） 議会活性化・まちづくり等特別委員会報告。

本委員会に付託されました事件につきましては、2月10日、23日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、次のとおり結審しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成29年第1回臨時会議案第10号、第六次由仁町総合計画基本構想について。

審査の結果、上記の原案を可決といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

委員会報告第1号（平成29年第1回臨時会議案第10号） 第六次由仁町総合計画基本構想について、委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） お座りください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 がんばれ子ども応援基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 がんばれ子ども応援基金条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、近年スポーツにおける由仁の子供たちの活躍には目覚ましいものがあり、昨年も多くの子供たちが全国規模の大会に出場したことから、今後はスポーツのみならず文化活動も含めて町ぐるみで応援することが必要と考え、基金を設置しようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（星 貴之君） 議案第1号 がんばれ子ども応援基金条例の制定について内容の説明をいたします。

由仁町の子供たちの特にスポーツ分野における活躍が目覚ましく、平成28年度は陸上、

柔道、空手、水泳、スキー、女子サッカーにおいて全国規模の大会に出場し、それぞれ顕著な成績をおさめているところでもあります。このたびこのような子供たちの活躍を応援するために役立ててほしいと2名の方から寄附をいただいたところでありまして、その趣旨を尊重し、今後も子供たちが北海道由仁町の代表として全国規模の大舞台で活躍するような機会にスポーツ分野に限らず文化分野での活動も含め出場に係る旅費など必要な経費の一部支援について町ぐるみで応援できる体制を整備しようとするのが当基金条例の制定趣旨であります。

では、条例案の内容についてご説明をいたします。第1条は基金の設置の目的でありまして、スポーツや文化活動を通じて活躍する由仁の子供たちを応援するための事業資金に充てるために設置しようとするものです。

第2条は積み立ての規定で、資金造成のためその年度の予算に定める額を積み立てるものとするものです。

第3条は基金の管理規定で、基金に属する現金は金融機関への預金のほか、最も確実かつ有利な方法で保管することを規定するものであります。

第5条は、財政上必要がある場合に繰り替え運用を可能とする規定であります。

第6条は、第1条の目的を達成する場合に限り基金の一部または全部を処分できるとするものでございます。

第7条は、委任規定であります。

附則といたしまして、施行日を公布の日からとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○4番（浮田孝雄君） 趣旨の説明は理解できました。それで、何点か確認しておきます。

まず、第3条、現金は金融機関への預金、その他最も確実な有利な方法で保管すると。金融機関はいいとしても、その他最も確実、有利な方法、これは何を指すのですか。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（星 貴之君） 現時点では、金融機関への預金が最も確実かつ有利な方法であるという認識をしているところでもあります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） そんな答弁はないでしょう。これがうちの早く言ったら守らなければならない法律なのでしょう。条例なのでしょう。ここに明記している以上はきちっと説明しなければだめだ。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの浮田議員のご質問でございますが、会計管理者のほう

から答弁をさせます。

○議長（熊林和男君） 会計管理者

○会計管理者（新堂雅之君） 会計管理者のほうで基金を管理しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、現在はほとんどの基金につきましては金融機関のほうの定期預金に預けておりますが、その他のこの管理条例に記載されている最も確実かつ有利な方法というのは、いろんな時代、時代で有利な方法があるかと思いますが、例えば国債を買うとか、あるいは地方債を買うとか、そういったことを想定している内容かと思いますが、現在のところそういった起債、国債、あるいは地方債につきましてもマイナス金利の状況等もございまして、そういった措置はしておりません。ただ、その時代で情勢が変わってきておりまして、もっと有利な方法が出てきた場合に対応できるための条例の設定であるというふうに考えております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） この第3条は、第4条にこれは絡んできます。第4条に生ずる収益、これは今言われた株だとか国債だとか地方債だと、この売買益を指していると思うのですけれども、果たして国債だ、地方債だ、株だと、そこまで運用益を得るための総体の基金量というもの積むおつもりなのですか、町長。そんなものあり得ない。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） これは、できる限り積みたいという考えであります。上限は、では幾らにするのかという、そういったものではありません。これは、子供たちの活躍を恒久的に支援をするために、単年度の会計で処理する、しないではなくて、条例を制定して、きちんと来年度以降も子供たちを応援するというで条例の制定を提案させていただいて、かつ基金を設けて恒久的に支援をしていこうという考え方です。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） 言わんとすることはわかりますけれども、それではその他の利用の部分ではそのお金の動きというのは会計上一般会計にまた戻して、また買って、また運用益が上がったら、またそれを一々会計上の処理というのはするのですね。

○議長（熊林和男君） 会計管理者

○4番（浮田孝雄君） いやいや、まだ待ちなさい。

○議長（熊林和男君） まだありますか。

○4番（浮田孝雄君） 第6条、基金の全部または一部を処分することができる、第6条には基金の部分ほうたつてあります。その他の運用益については、どこに載っているのですか。これどんな処分するのですか。

○議長（熊林和男君） 会計管理者

○会計管理者（新堂雅之君） 基金の運用益、第4条にうたっておりますが、例えば後ほど何百万かの補正予算が提案されますが、その何百万という定期をつくります。それは、通常1年の定期を積んだ場合、その1年の利率に基づいて定期についても利子が当然発生します。その利子がここにいます運用益金になろうかと思えます。それにつきましては一般会計の歳入で受けまして、そして歳出でその同額を基金に積み立てをいたします。したがって、その数百万の定期が翌年度、1年たったときに利子が、現在低いですが、何千円かつきます。そのついた金額が新たな定期の金額というふうになります。それを第6条でいいます処分でいいますこの処分という場合には、その新たに積み立てた利子も含めた基金の中で目的を達成するためにその基金を処分する、つまり崩して、目的に歳出をして、使用するというふうになっております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） それでは、もう一度第4条に戻しましょう。基金運用から生ずる収益、これは利息と、こう解釈しますよね。銀行に預ける場合、当然がんばれ子ども応援基金の名称で口座つくるのですか。つくるのですね。それでは、金利が利息の部分というのはこの通帳に記載されますね、当然。銀行原理としてはそうですね。一々うちの一般会計のほうにこれだけ利子つきましたと、こういうことなのですか、これ。

（「議長、暫時休憩を求めます」の声あり）

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時17分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑回数は、由仁町議会会議規則により同一議題3回までとされています。今回は、議長裁量により次の質問を最後として質問を許可いたします。

（「回答できますか、会計管理者」の声あり）

○会計管理者（新堂雅之君） 先ほどの第6条の処分というところでございます。基金の全部、一部を処分することができる、ここに基金の利子が入るのかどうかというご質問でしたが、この条例可決後に、また補正予算可決後に基金が300万定期が積まれたといたしますと、翌年にその分の利子が歳入の予算のほうで利子及び配当金で頑張れ応援基金利子が1,000円予算科目設定しております。また、その際につきましては、同額で歳出のほうで積立金としてがんばれ子ども基金のほうにその利子の分、1,000円であれば同額の分が積み立てされます。その積み立て後では300万1,000円に今度なるこ

の基金の処分については、その利子を含んだ全額の基金の中から処分として必要な分を繰り入れするという、そういう段取りになろうかと思えます。

以上です。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思えますので、直ちに採決を行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 がんばれ子ども応援基金条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 平成28年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 平成28年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では穀類乾燥調製貯蔵施設等整備事業補助金の追加、がんばれ子ども応援基金への積み立て及び本年度事業等の完了に伴う予算整理、歳入では起債の追加及び事業費確定に伴う補助金等の整理が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 平成28年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 平成28年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 平成28年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正

予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び共同事業拠出金の減額、歳入では保険税の増額、歳出の補正に伴う国・道支出金などの整理及び前期高齢者交付金の確定による減額が主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、去る2月10日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成28年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 平成28年度国民健康保険由仁町立病院

事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 平成28年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費や経費などの予算の整理、歳入では患者数の減少による入院、外来収益の減額及び他会計繰入金が増額が主なものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

大竹君。

○1番（大竹 登君） 1点だけ確認をさせていただきます。

4ページ、これによりますと医業収益、入院収益が1億2,948万1,000円、外来収益6,140万6,000円ですか。1億八千九……それに対して2億円弱、それに対して現状他会計から入っているわけですがけれども、支出のほうで給与費だけで3億4,900万、3億5,000万弱、こういう実態になっているという受けとめ方でよろしいかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 収入のほうですが、まず医業収益につきましてはそれぞれ入院1億2,948万1,000円と外来収益6,100万円がありますが、このほかにも交付税の部分でいけば2項の部分の負担金、補助金も当然交付税の部分として入っております。純粋な収益としては、上の入院収益と外来収益、1億2,900万と6,100万円合わせた1億8,000万円が医業の収益となっております。支出の給与費につきましては3億4,000万円ありますが、この中に出張医師の部分の経費も入っておりますので、今いる正職員以外に応援医師の部分の経費も当然入っております。

以上です。

○議長（熊林和男君） ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成28年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第5号 平成28年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 平成28年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では集落排水建設費などの予算の整理、歳入では公共ます移設補償費の減額及び一般会計繰入金が増額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(伊藤一廣君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 平成28年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 平成28年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 平成28年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護サービス給付費の減額及び介護予防サービス給付費の増額などで、歳入では介護及び介護予防に係る給付費及び地域支援事業に係る交付金等の減額が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成28年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 平成28年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 平成28年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費等の確定に伴う予算の整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成28年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時20分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第13 平成29年度町政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第13、平成29年度町政執行方針を上程いたします。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 町政執行方針に対しての質疑は、一般質問に含めて行うこととい

たしますので、ご了承願います。

◎日程第14 平成29年度教育行政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第14、平成29年度教育行政執行方針を上程いたします。

教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（田中宣行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 教育行政執行方針に対しての質疑についても一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第15、議案第8号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第8号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、改正された番号法の一部が本年5月30日から施行されることに伴うものであります。番号法の一部改正のうち町が条例で定める独自利用事務の情報提供ネ

ットワークシステムを使用した情報連携に関する規定の整備がこのたびの改正部分となるものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第8号資料、由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。第2条第6号は、用語の定義の追加であります。番号法の改正によりまして町の独自利用事務についても番号法の規定が準用されることになりましたので、独自利用事務を含めた定義に改めるものであります。

下に移りまして、第26条第3項の改正であります。こちらも独自利用事務に係る文言の追加であります。「若しくは情報提供者」と書かれた後であります。条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者、この部分が条例事務を処理する地方公共団体の長のことをあらわすものであります。

一番最後に附則であります。この条例の施行期日を改正された番号法の施行日と同じ平成29年5月30日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、児童福祉法の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、昨年の児童福祉法の改正によりまして養子縁組里親という文言が新たに定義されたことによるものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第9号資料、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。第1条関係は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第8条の2の規定中、児童福祉法に規定します養子縁組里親に該当する部分を改正するものであります。中段部分にある第6条の4第2号、この部分が新たに規定されました養子縁組里親に該当する条項であります。

次のページをお開きください。第2条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。こちら第1条関係同様第2条の2の規定中、養子縁組里親に該当する部分を改正するものであります。

一番下の行であります。附則ですが、この条例の施行期日を法の施行日と同じ平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第10号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 議案第10号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成28年3月31日公布の地方税法の一部を改正する法律及び平成28年11月28日公布の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する施行令の施行に伴いまして、従来軽自動車税の取得税にかわり環境性能割が導入されること、また軽自動車税から種別割に名称が変更されることになりまして、それら関係の課税方法などの規定の新設、それから軽自動車税に関連する規定の整備を行うほか、町民税の申告等に関する規定の整備を行うものでございます。

初めに、議案第10号資料1、由仁町税条例等の一部改正の主な内容についてご説明をいたします。左側より今回の改正する条例の条項、それから根拠法令、改正の内容となっております。今回は、その条項と内容についてご説明をいたします。初めに、第18条の3と第19条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するためなどの規定の整備で、第35条の2は特定非営利法人活動促進法の一部改正に伴いまして仮認定特定非営利活動法

人を特例認定非営利活動法人へ名称変更する整理、第79条は環境性能割の導入に伴いまして納税義務者の規定と軽自動車税を種別割に名称変更するなどの整備でございます。

第80条から第80条の8までは、地方税法で新たに規定が新設されたことに伴いまして環境性能割に関する規定を新たに新設するもので、3輪以上の軽自動車につきましては第80条でみなす課税の規定を、第80条の2は日本赤十字社の所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲の規定を、第80条の3は環境性能割の課税標準の算定について、第80条の4は環境性能割の税率について、第80条の5は環境性能割の徴収の方法について、第80条の6は環境性能割の申告納付、それから第80条の7は環境性能割の不申告に関する規定、第80条の8は環境性能割の減免について規定するものでございます。

第81条から次ページにわたっての第90条までは、軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整理、附則第6条は地方税法で新たに規定が新設されたことに伴いまして特定一般用医療品等購入に伴う医療費控除の特例規定の新設です。

次の第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローン借入れに伴います控除の適用期限を延長する規定の整備でございます。

続いて、附則第15条の2から第15条6は新たに地方税法で規定が新設されることに伴いまして規定を新設するものでございまして、第15条の2は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定、第15条の3は軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定、第15条の4は軽自動車税の環境性能割の申告等の特例の規定、第15条の5は軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付の規定、第15条の6は軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定を新設するものでございます。

第16条は、軽自動車税のグリーン化特例の規定の1年延長と種別割に名称変更する規定の整備でございます。

続きまして、議案第10号資料の2でご説明をさせていただきます。資料2をごらんください。由仁町税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案となります。今回の改正につきましては、第1条で本則の一部改正、後にご説明いたします第2条、第3条で平成26年の改正条例の一部改正をする形となっております。合計3条の構成となっております。

それでは、順次新旧対照表によりご説明をさせていただきます。第18条の3は、納税証明事項の規定で、現行欄の軽自動車税を改正案欄で種別割に改めるもので、第19条は納期限後に納付し、または納付する税金、または納入金に係る延滞金の規定で、後にご説明いたします80条の6の規定を追加することによりまして改正案欄で80条の6の文言を追加、それから第2号、第3号で第80条の6の申告書を追加するものでございます。

次ページをごらんください。第35条の2は町民税の申告の規定で、現行欄の「仮認定非営利活動法人」を改正案欄で「特例認定非営利活動法人」に改めるものでございます。

続いて、第79条の軽自動車税は納税義務者等の規定でございまして、現行欄の軽自動車等の課税対象者につきまして改正案欄のとおり第1項では軽自動車税の対象を3輪以上の取得者には環境性能割によって、所有者には種別割によって賦課するという規定になっ

ております。

第2項では、第1項の取得者につきましては条例で定める非課税のものは含まないとする規定にそれぞれ全文改めるものでございます。

第3項は、所有者に課せない場合の規定でございますけれども、根拠法令の整理と種別割に文言を改める内容となっております。

続いて、現行欄の第79条の2の日本赤十字社の所有する軽自動車税に対する軽自動車税の非課税の範囲の規定は削除いたしまして、次ページの改正案欄で第80条の2として新設しております。内容については、同じ内容となっております。

続きまして、第80条は軽自動車税のみならず課税の規定でございます。売買や所有者変更があった場合における賦課対象者について次ページの第4項まで規定をしまして、第80条の3は環境性能割の課税標準の規定として地方税法の施行規則による算定とする規定を、80条の4は環境性能割の税率の規定で、その税率を法の適用ごとに100分の1から100分の3の3区分とすること、80条の5は環境性能割の徴収の方法の規定で、徴収は申告納付とするという規定を、80条の6は環境性能割の申告納付の規定で、申告と納付の方法の規定を記載しております。

次ページをごらんいただきまして、第80条の7は環境性能割の不申告に関する過料の規定でございます。不申告による過料の額を10万以下と規定しまして、その額は情状により町長が定めることができる規定やその際の徴収の方法の規定を設けております。

続いて、第80条の8は環境性能割の減免の規定で、公益目的や身体障害者が属する世帯の軽自動車につきましては減免の対象とすること、それからその場合の手續方法について規定をそれぞれ追加するものでございます。

第81条は、軽自動車税の税率の規定で、みなしの規定を含めまして現行欄の軽自動車税を種別割に改め、各区分を次ページまで改正案のとおり整理をしようとするものでございます。

第82条の軽自動車税の賦課期日及び納期の規定及び第84条の軽自動車税の徴収方法の規定につきましては、みなしの規定も含めまして現行欄の軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

続きまして、第86条の軽自動車に関する申告または報告の規定から8ページの上段にかけて第89条の身体障害者等に対する軽自動車税の減免の規定につきましてはこちらもみなしの規定を含めて現行欄の軽自動車を種別割に改めるほか、次ページにかけてまして文言や様式の番号、条項の整理を行うものとなっております。

続いて、第90条は原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定で、根拠法と条項の移動による整理、それから現行欄の軽自動車税を種別割に改めようとするものでございます。

次ページの改正案欄をごらんいただきまして、附則第6条は特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定の新設でございます。平成30年から平成34年までこの医療品を購入した場合の医療費控除の適用につきましては納税者が従来の医療控除と選択によりまして条例の第33条に規定しております医療費控除を受けられると

する規定を読み替えようとするものでございます。

続きまして、附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で、個人町民税におきます住宅ローン控除制度適用期間を改正案欄のとおり平成43年度と平成33年度に2年間延長する規定になっております。

続きまして、附則第15条の2は軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例の規定で、賦課徴収につきましては当分の間市町村にかわり北海道が行うとする規定を、第15条の3は軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定で、町長にかわり北海道知事が減免の特例を行うとする規定、第15条の4は軽自動車税の環境性能割の申告等の特例の読み替え規定でございまして、先ほどご説明しました第80条の6の規定の新設に伴いまして申告納付は町長にかわり北海道知事が行うとする規定でございまして。

続いて、第15条の5は軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付の規定でございまして、北海道が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収事務費用につきましては町が北海道に支払うとする規定でございまして。

第15条の6は軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定で、第80条の4で規定する3輪以上の営業用、または自家用軽自動車税の税率の読み替え規定の新設でございまして。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の読み替え規定でございまして、みなし規定を含めまして改正案欄で種別割を追加するほか、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に伴いまして初回登録期間を延長するほか、文言の整理、それから第81条の改正にあわせまして関係する規定を整理するものでございまして。

続いて、第2条は、平成26年改正条例の一部改正でございまして。

附則第4条は、平成27年3月31日以前に初年度登録を行いました軽自動車税の経過の措置の読み替え規定でございまして、種別割を追加するほか、第81条と附則第16条の改正にあわせまして関連する規定を整理するものでございまして。

15ページをお開きいただきまして、第3条は第2条と同様に平成26年改正条例の一部改正でございまして、附則第5条は町たばこ税に関する経過措置の読み替え規定でございまして、第7項の表の中で先ほど申し上げました第17条の改正にあわせて表等の整理を行うものでございまして。

大変長くて申しわけありません。最後に、15ページの下段の附則といたしまして、第1条は施行期日といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございまして。ただし、第1条中の由仁町税条例附則第6条の改正規定につきましては、平成30年1月1日から施行するものでございまして。

第2条が軽自動車税に関する経過措置の規定でございまして、第1条の規定による改正後の由仁町税条例、以下新条例というの規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条に掲げる施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するという規定でございまして。

第2項といたしまして、新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車についてはなお従前の例によるものでございまして。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大竹君。

○1番（大竹 登君） 1点だけお尋ねをします。

事前にも読んできたのですけれども、よくわからないのですけれども、この改正によって従来より軽減されるという部分があるのか、それから現行どおりの部分と、それから新たに賦課される部分の3点について損するのか得するのかということ含めてちょっと話してもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） ただいま大竹議員のご質問のこの条例改正によって今までの税率等々がどのように変わるのかというご質問かと思っておりますけれども、今回はあくまでも、先ほど私のほうから申し上げましたとおり、従来の軽自動車税の取得税に関する規定を今回は改正に伴って環境性能割という形に文言を直すという基本的な考え方ございまして、その部分に関しても、この部分の課税については平成27年度の軽自動車税からこういう課税の額を細かく分けまして課税しているのですけれども、その部分については全く変更はございません。それから、従来の軽自動車税として賦課していた額と、それから減免の部分、この部分についても今回の制度改正で種別割という文言に改められるだけで、課税等に大きな変更はないようになっております。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○1番（大竹 登君） 確認します。そうすると、今度の改正によって新たに課税対象に加わる種別というか、そういうものとか、そういうことはないというふうに……従来と全く変わらない、経過措置的なものについてもちょっと道がかわってやるとかということが、その辺くせ者のところ……経過措置あれしたらまた後からこそっと上げてもらおうだとかという心配はないのだろうか。

○議長（熊林和男君） これ答え要りますか。

（「一応答弁したほうがよろしいですね」の声あり）

○1番（大竹 登君） 答えれば答えて。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 今の大竹議員のご質問につきましても、あくまでも道が行う部分に関しましても既にこの条例の改正に基づいた額で道が町にかわって賦課をしていたということになりますので、大きな変動はございません。それから、これから先新たに軽自動車を購入される方につきましても今回の改正に基づいた形で課税がされるという

形になっております。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第11号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施と地域福祉支援事業の利用者負担を改めるため所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第11号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

介護保険条例附則第6条第1項の規定によりまして平成29年4月1日から介護予防・

日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業と言われるものでありますが、実施することとしているところであります。新しい総合事業は、介護予防、訪問介護、ヘルパー事業や介護予防、通所介護、いわゆるデイサービス事業でございますが、この予防の部分を予防給付から市町村事業であります地域支援事業に移行することを主な事業としておりまして、新しい総合事業実施に伴い本条例にも規定しております地域支援事業の構成が変わりますことから、当該事業実施にあわせて関係規定を改正しようとするものであります。また、平成27年8月から介護サービスに係る利用者の負担割合は一定以上の所得がある方につきましては1割負担から2割負担へと改正されているところでありますが、町独自の在宅生活への支援事業として実施しております生活管理指導短期宿泊事業及び訪問介護自立支援事業の利用者負担につきましても介護サービスに準じた負担割合に改めようとするものであります。

新旧対照表で説明いたしますので、議案第11号資料をごらんいただきたいと思っております。第2条は事業で、第1号に現行地域支援事業で実施しておりますげんき塾や配食サービス事業を規定しているところでありますが、改正案の第2条第1号のア、イ、ウでは新しい総合事業で実施いたします訪問型サービス事業、ヘルパー事業です。イといたしまして通所型サービス事業、デイサービス事業、ウといたしましてその他生活支援サービス事業として要支援者等への配食サービスを規定いたしまして、エではげんき塾などの一般介護予防事業を、オでは要支援者等を除く方々への配食サービスなどの任意事業を規定しようとするものであります。

第3条は対象者で、改正案の第1号では第2条第1号、ア、イ、ウに規定しております新しい総合事業の対象者であります要支援認定者及び基本チェックリストと言われます介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する者を規定するものであります。

第2号では第2条第1号エに規定します一般介護予防事業の対象者といたしまして第1号被保険者を規定いたしまして、第3号では第2条第1号オに規定します任意事業の対象者で第1号被保険者または要介護者を介護する者を規定するものであります。次のページになりますが、第3号の任意事業では第3号の任意事業で実施する配食サービスについては新しい総合事業で対象となるものを除くものとしております。

2ページの第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第4号から第11号までとし、第12号といたしまして第2条第3号オに規定する訪問介護自立支援事業の対象者を要介護認定、要支援認定を受けていない者及び基本チェックリストに該当しない者と規定しようとするものであります。

次に、中段以降の別表の改正であります。まずは改正案におきまして新しい総合事業として規定する訪問型サービス事業、ヘルパー事業と通所型サービス事業、デイサービスにつきましては現行の介護予防給付の費用額に準じた額を規定する由仁町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する費用の額の1割または2割の額を利用者負担とする旨を規定しようとするものであります。次に、配食サービスと運動機能の向上事業、いわゆるげんき塾に係る利用者負担であります。それぞれ現行と同じ額を規定するものであ

ります。3ページをお開きください。任意事業で実施いたします配食サービスも現行と同様の額を規定いたします。次に、訪問介護自立支援事業と生活管理指導短期宿泊事業の利用者負担であります。こちらにつきましては町独自の在宅支援事業であります。現行1割負担を1割または2割負担に改めようとするものでありまして、介護給付及び先ほど説明いたしました新しい総合事業で実施されますヘルパー事業やデイサービス事業に準じた負担割合に改めようとするものであります。

次に、改正案の注1であります。新しい総合事業や訪問介護自立支援事業、生活管理指導短期宿泊事業の負担割合のうち2割負担となるものの一定以上の所得といたしまして本人の合計所得金額が160万円以上で同一世帯の65歳以上の者の年金収入プラスその他の合計所得金額が単身の場合に約180万円以上、2人以上の場合は346万円以上の者である旨を規定いたしまして、現行注1の通所型介護予防事業を一般介護予防事業に改め、注2にしようとするもの、また現行の注2、注3をそれぞれ注3、注4と1ずつ繰り下げようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大竹君。

○1番（大竹 登君）　現行と変わらない部分と、それから変わる部分があります。1つは町が実施する事業と従来の介護保険の対象となる事業で町の事業に転換されたことによって従来の1割負担から2割負担にふえるという対象者が出てくるのか。出てくるとすれば、どの程度の影響というか、この説明によると新たに一定以上所得者とは本人の合計所得金額が160万以上で同一世帯の65歳以上の年金収入プラス云々というふうにありますけれども、従来はこういう規定はなかったように思いますけれども、結局介護保険制度から町の事業に移管されたことによって従来の1割負担のものが2割負担になったりというものが新たに設けられて、結局は負担増ということにつながるということになるのか、従来と全く変わらないでこういうことなのか、その点について確認をしたい。

○議長（熊林和男君）　課長

○保健福祉課長（中道康彦君）　大竹議員のご質問にお答えいたします。

現行の取り扱いと変わる部分があるのかというご質問かと思えます。まず、この29年4月から実施いたします新しい総合事業におきましては、現行全国一律の予防給付で行っておりますヘルパー事業及びデイサービス事業、こちらを市町村事業に移行するというものでございます。現行予防給付として行っておりますヘルパー派遣につきましても、平成27年8月の介護保険法改正によりまして先ほど申し上げました一定以上の所得者につきましては既に2割負担になっております。その事業を予防給付から市町村事業に移行するというだけでございまして、内容につきましては大きな変更はございません。ただ、

町独自で実施しております訪問介護自立支援事業及び生活管理指導短期宿泊事業、こちらにつきましては町独自の事業として実施しています。訪問介護自立支援事業につきましては、以前言われておりましたいわゆる生きがいヘルパーと言われる部分でございまして、要支援、要介護認定を受けていない者がヘルパーを必要とするものに関しまして町独自の事業といたしましてヘルパーを派遣するといったものでございます。こちらにつきましては、現在までは1割負担で実施してきております。生活管理指導短期宿泊事業も同様でございます。現在訪問介護自立支援事業、生きがいヘルパーの利用者が2名ございます。生活管理指導短期宿泊事業、こちら現在利用者おりません。今現在の利用者におきましても所得条件これから判断とすることになりますが、もし一定以上の所得がある方であれば1割負担から2割負担に変更があるということが起こり得ます。ヘルパー事業ということで町独自で実施しているところでありますので、こちらにつきましては介護事業に合わせて介護事業に準じた形の取り扱いを今後していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○1番（大竹 登君） 経過措置、町に移管……ただ非常に心配しているのは、介護保険から外された部分が結局町に移管になってやると。そしたら、その場合の、従来は介護保険から財源が確保されて、それによってヘルパーなり職員の給与が払われている。町の金がなくなったら、金の切れ目が縁の切れ目か、事業の切れ目になるか、あるいは利用者の負担増となる、そういう心配もある。その辺の対応も含めて、決めたことだから、これやるわというだけの対応でいいのか、将来のそういうことも含めてどう検討されてこれを実施するという事になったのかちょっと教えてください。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 予防給付も地域支援事業も同じく介護保険事業制度の中での取り扱いでございます。予防でのヘルパー事業、デイサービス事業につきましては市町村事業でありますので、市町村の裁量で例えば3割負担ということも可能でしょうし、1割負担ということも可能であろうというふうに考えております。ただ、やはり住民の方々への均一のサービスというのでしょうか、本体の介護保険、介護給付が現行1割負担、2割負担ということで取り扱われておりますので、当面は介護給付に準じた制度設計をすべきであろうというふうに判断して、今回規定をしようとするものでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○1番（大竹 登君） もう一点だけ確認させて。

町の場合、福祉対策の多くの部分は社会福祉協議会に実施をさせております。ほほえみもそうですし、デイサービスもそうですし、訪問介護もそうです。私が心配するのは、現行でもこの規模の大きな福祉施設に働く職員に比べて、やっぱり経営的に収入がな

いわけですから、由仁の町立病院と違って福祉の部分は出来高払いのようなことが……一定の支援はあります。ただ、将来にわたってそのしわ寄せがこの福祉協議会なり、そこに働く人たちにとって影響を受けていくと、そういう懸念が私は一番心配しております。そういう点について、そういうことはいたしませんということをはっきり言っていただけるのならあれですけども、その辺の財源対策も含めてどうなのか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいま大竹議員のご質問でございますが、これ同様の質問が過去に何回も提出されたわけございまして、いわゆる介護保険のサービスを提供する事業者が私どもの町には存在しないと。誘致をしてもなかなか来ないということで、これはこの制度がスタートするときに社会福祉協議会のほうにお願いをして現在に至っているわけです。大竹議員のご質問、懸念されていることのないように私どものほうもしっかりと制度の変遷なども全部踏まえて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第12号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険料軽減措置の継続及び地域支援事業の一部を平成29年度から実施するため所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第12号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

現在平成27年4月に施行されました改正介護保険法により低所得者の保険料軽減を行うこととして第1段階の保険料に消費税による公費を投入し、基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減する措置が講じられております。さらに、平成29年4月から消費税率10%の引き上げが実施されることを前提にいたしまして、保険料軽減措置を現在の第1段階から第3段階までの町民税非課税世帯全体に拡大いたしまして、低所得者保険料軽減強化の完全実施をする予定でありましたが、消費税率の引き上げが平成31年10月まで延期されることになりましたことから、予定されておりました保険料軽減強化の完全実施が見送られまして、平成29年度につきましては平成28年度と同様の軽減措置が継続されることとなりましたことから、関係規定を改めようとするものであります。また、地域支援事業の包括的支援事業のうち認知症総合支援事業につきましては、平成27年4月1日開始とされているところでありますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第5項におきまして、平成30年3月31日までの間当該事業の実施規定を適用しないことができる旨の経過措置が規定されておりまして、本町におきましては当該経過措置を適用いたしまして、事業開始を平成30年度からとしていたところであります。しかし、今般事業実施の準備が整いましたことから、事業開始時期を1年繰り上げ、平成29年度から行うよう関係規定を改めようとするものであります。

新旧対照表で説明いたしますので、議案第12号資料をごらん願います。右側、現行で、左側は改正案です。第2条は保険料率で、第1項第1号に第1段階の保険料として基準額の0.5の割合の額2万9,700円を規定しておりますが、第2項で保険料軽減としての基準額の0.45の割合の額2万6,730円を規定しており、その期間を平成28年度までとしているところでありますが、改正案のとおり平成29年度までに改め、1年継続しようとするものであります。

次に、附則第6条第2項であります、「法第115条の45条」と規定しているところでありますが、45の次の条の文字が誤植でありますので、「法第115条の45」に改めようとするものであります。

次に、同条第4項に規定しております法第115条の45第2項第6号に掲げる事業がありますが、この号に掲げる事業が認知症総合支援事業でありまして、現行では平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うと規定しておりますが、これを1年繰り上げまして、平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うよう改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第20、議案第13号 由仁町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 由仁町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、防災行政無線施設の更新に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（河合高弘君） 議案第13号 由仁町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、由仁町防災行政無線施設のデジタル化に伴い無線施設の設置場所及び戸別受信機の取り扱いなどについて新たに規定をするものでございます。

議案第13号資料、由仁町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表によりご説明申し上げます。表の右側が現行、左側が改正案となっております。初めに、条例の題名でございますが、本条例は無線施設や戸別受信機の貸与、その管理について規定をしているものであることから、題名を由仁町防災行政無線施設設置条例とあるのを由仁町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例に改正しようとするものでございます。

第2条は、由仁町防災行政無線の各施設などの名称及びその内容の定義規定としまして第1号から第6号まで新たに規定をするものでございます。

第3条は、改正前の第2条においては親局の設置規定のみあったため、改正後の第3条において親局、遠隔制御装置、再送信子局、屋外拡声子局、戸別受信機の設置場所を新たに規定するものでございます。

次のページになりますが、第5条は各家庭などに貸与する戸別受信機について規定をしているものでございますが、第3項で2台目以上の戸別受信機の設置については別に定める費用を負担する旨の規定を設けたものでございます。

第6条については第5条の改正に伴う文言の整理で、「子局の貸与を受けた者」を「保管者」に改めようとするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 由仁町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡いたします。

明日7日の会議時間は午前9時30分からといたしたいと思いますので、時間までご参集ください。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時20分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林和男

4 番議員 浮田孝雄

5 番議員 井村勇夫